

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と 指定開発行為者の見解

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

川崎市新本庁舎整備事業に係る環境配慮計画審査書は、平成28年7月19日に川崎市より送付を受けた。

環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解は、表4-1(1)～(2)に示すとおりである。

表4-1(1) 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
<p>【全般的事項】</p> <p>本対象事業は、市役所本庁舎の建設事業であり、環境配慮計画書では、対象計画案を単一案としているが、学識経験者と市民代表で構成される公開の外部委員会において、立地場所や環境関連事項を含めた複数の配棟計画を比較・検討した上でパブリックコメントによる市民意見の聴取を行って作成された上位計画で絞り込んだとしている。また、対象事業の実施により供用時に環境影響が想定される環境影響要因は、緑の回復育成、高層建築物の存在及び施設の供用で、環境要素の項目は、電波、ビル風、日照、緑化地、都市景観及び利用者に優しい公共施設であり、このうち、ビル風及び都市景観を重点項目として選定し、調査、予測及び評価を行っている。</p> <p>これらの環境配慮計画書における対象計画案の設定、環境要因の抽出及び環境要素の項目の選定並びに選定した項目における調査、予測及び評価はおおむね妥当であると考えられる。</p> <p>しかしながら、建築計画・緑化計画・施工計画等の対象事業計画の策定に当たっては、より積極的な環境配慮が求められることから、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を考慮した上で、環境配慮事項について更なる検討を行うとともに、本審査意見の内容を確実に遵守する必要がある。</p>	<p>現在、計画の詳細検討を進めているところであり、環境配慮事項についても更なる検討を行っていきます。これらの内容は、条例環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載します。</p> <p>また、環境配慮計画書に対する審査結果については、確実に遵守します。</p>
<p>(1) 対象計画策定に関する事項</p> <p>ア 植栽樹種の選定に当たっては、都市景観への十分な配慮が必要であることから、第2庁舎跡地広場に植栽を行う高木については、川崎府中線沿いに植栽されているイチョウ並木と調和する樹形を備えた整形的な樹種を選定するなど、更なる配慮に努める必要がある。</p>	<p>植栽樹種の選定にあたっては、計画地及びその周辺で良好に生育している樹種、潜在自然植生や代償植生の構成種を主体とし、生育環境に適合する樹種とするとともに、都市景観に配慮します。また、計画地南側の川崎府中線（主要地方道9号）は、「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」において川崎駅と富士見公園（緑の拠点）とを結ぶ「緑の散策路」に位置付けられていることから、その中間点となる第2庁舎跡地には、「うるおいの核」となる広場を整備して効果的に高木や大景木を配置し、計画地周辺の連続性や都市景観に配慮します。</p>

表4-1(2) 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
<p>イ 近代化遺産として一定の文化的、歴史的価値があると考えられる既存庁舎の一部を、創建当時の姿を復刻した低層棟として新築復元することにより、都市の記憶を継承するとしているが、都市の記憶を継承することは重要であることから、近代化遺産としての歴史的価値等について、条例環境影響評価方法書以降において、より具体的に明らかにするとともに、市民に対して記憶を継承する方策を検討する必要がある。</p>	<p>既存の本庁舎が、近代化遺産として一定の文化的、歴史的価値があると考えられている理由は、条例環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載しました。</p> <p>記憶を継承する方策としては、現本庁舎を一旦解体して正面の外観の一部と時計塔を再現し、その際、建物の階層を1層下げて、創建当時のプロポーションに戻すとともに、アルミサッシをスチールサッシの形状に戻すなどして創建当時の外観を再現し、併せて、時計塔の内部階段や正面玄関の鋼製建具などの創建当時から使われている部材の一部を再利用することなどを検討しています。また、新本庁舎の供用開始後は、本庁舎の歴史的経緯等についての展示等を行うことを検討します。</p>
<p>(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項 条例環境影響評価方法書等における環境影響評価については、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行う必要がある。</p>	<p>方法書では、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価の方法等について記載しました。</p> <p>なお、選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の結果等は、準備書に記載します。</p>